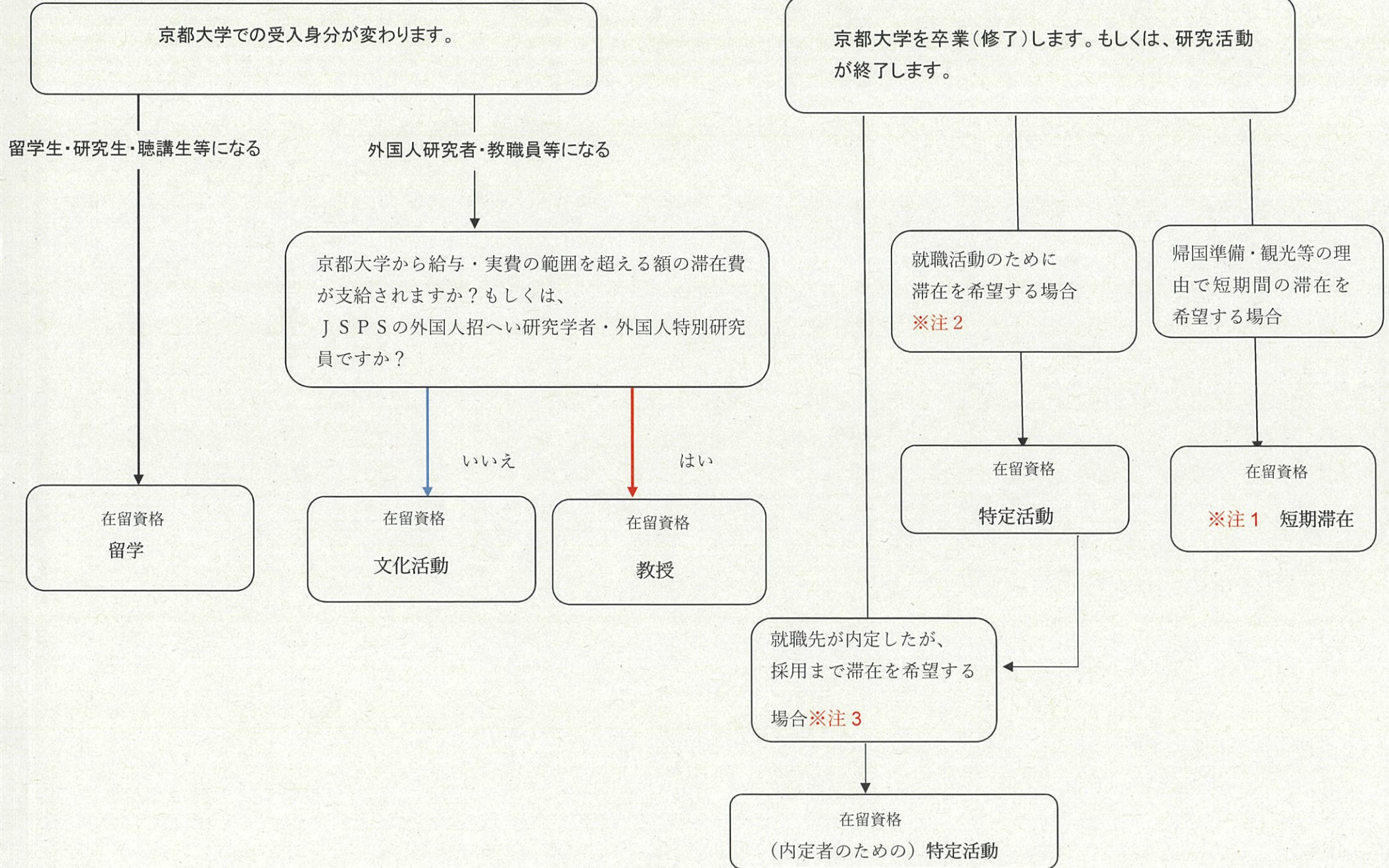


どの在留資格に変更したらよいかわからないときは、こちらを参照してください。

在留資格判別チャート



注1：現に有する在留資格の活動内容を終了し在留期限を超えて、帰国準備・観光等の理由で滞在する場合、「短期滞在」へ変更する必要があります。

在留資格変更後に短期滞在で付与される在留期間は、15日もしくは30日となります。（ただし、審査の結果により希望の期間とならない場合があります。）
あわせて、現在所持している在留カードも返納してください。

注2：在留資格「留学」をもって在留する外国人のみ変更許可申請可能。就労ビザ（（例）在留資格「教授」等）をもって在留する外国人は対象外。

注3：在留資格「留学」をもって在留する外国人と継続就職活動を目的とした在留資格「特定活動」をもって在留する外国人のみ対象